

令和5年 多賀町議会5月第2回臨時会会議録

令和5年5月22日（月） 午前11時8分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	総 務 課 長	本 多 正 浩 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	税 務 住 民 課 長	小 菅 俊 二 君
教 育 長	山 中 健 一 君	福 祉 保 健 課 長	林 優 子 君
会 計 管 理 者	岡 田 伊 久 人 君	産 業 環 境 課 長	飯 尾 俊 一 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教 育 総 務 課 長	谷 川 嘉 崇 君

◎議会事務局

事 務 局 長 大 岡 まゆみ 書 記 渡 邊 美 和

---

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定（5月22日 1日間）

日程第3 承認第39号 専決処分事項の承認を求めることについて  
（多賀町税条例の一部を改正する条例）

日程第4 承認第40号 専決処分事項の承認を求めることについて  
（多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第5 承認第41号 専決処分事項の承認を求めることについて  
（多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

- 日程第 6 承認第 4 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて  
（（仮称）久徳認定こども園建築工事の請負契約の変更）
- 日程第 7 議案第 4 3 号 令和 5 年度多賀町一般会計補正予算（第 2 号）について

(開会 午前11時8分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年第2回多賀町議会臨時会を開会いたします。

---

○議長(松居亘君) 本臨時会に、町長より提出されました案件は、承認案4件、議案1件でございます。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、町長より招集のあいさつをお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 本日、令和5年第2回多賀町議会臨時会を招集させて頂きましたところ、議員の皆様には公私なにかとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症であります。5月8日からの5類への移行を受け経済活動も活発になってきました。多賀町におきましても、観光事業を中心にしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えおります。議員各位のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今回、臨時会をお願いしました議案は、条例改正案3件、契約議決案1件および物価高騰に伴う一般会計補正予算案1件であります。

この後、ご説明させていただきますので、慎重なご審議と適切にご決議を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

---

(開議 午前11時10分)

○議長(松居亘君) ただ今の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

11番 大橋 富造 議員                      1番 神細工 宗宏 議員  
を指名いたします。

---

○議長(松居亘君) 日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第3 「承認第39号 専決処分事項（多賀町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「承認第39号 専第1号 多賀町税条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書2ページをお願いします。

第46条は、様式「個人市町村民税 個人道府県民税 納入書」、第48条第1項、第5項、第50条第1項は、様式「法人市町村民税 納付書」、第98条第1項、第5項、第101条第1項は、様式「市町村たばこ税 納付書」、ともに地方税務手続のデジタル化によります様式の新設に伴い改正するものです。

付則第8条第1項は、肉用牛の売却による課税の特例の適用期限を3年延長するものです。

付則第10条は、法附則第64条の削除および第61条と第62条を、第63条に改正するものです。

付則第10条の2は、大規模の改修等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定の創設および法附則第15条第4項の削除によります項ズレに伴い改正するものです。

3ページをお願いします。

付則第10条の3第12項、第13項、第14項は、大規模の改修等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定の新設および第12項の新設による項ズレに伴い改正するものです。

付則第15条の2、付則第15条の6第3項は、臨時的軽減措置に係る規定を削除する法律改正にあわせて削除するものです。

付則第16条は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の適用期限の延長および第3項から第6項までの削除による項ズレに伴い改正するものです。

4ページをお願いいたします。

付則第16条の2第1項は、付則第16条の改正に伴い規定を整備するものです。

付則第17条の2第1項、第2項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の課税の特例について、一定の見直しを行った上、その適用期限を3年延長するも

のです。

付則第24条は、規定の整備で「次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削るものです。

付則につきましては、令和5年4月1日から施行し、経過措置を規定しているものでございます。

多賀町税条例の一部を改正する条例についての説明は、以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第39号 専決処分事項（多賀町税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、承認第39号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○議長（松居亘君） 日程第4 「承認第40号 専決処分事項（多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「承認第40号 専第2号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に交付、同年4月1日から施行されることに伴い、改正するものでございます。

議案書7ページをお願いします。

第2条は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げるものでございます。

第23条は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、現行の28万5,000円から29万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、現行の52万円から53万5,000円に引き上げるものでございます。

第24条の2は、特例対象被保険者等の届出にあたり、雇用保険法施行規則の一部改正により、「雇用保険受給資格通知」が公共職業安定所から発行されることとなったことに伴い、提示書類として明記するものでございます。

付則第15項は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について、令和5年4月以降に納期限が到来する令和4年度国民健康保険税についても、減免の適用とするものでございます。

付則につきましては、令和5年4月1日から施行し、適用区分を規定するものでございます。

多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明は、以上でございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第40号 専決処分事項（多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、承認第40号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第5 「承認第41号 専決処分事項（多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君）「承認第41号 専第3号 多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりご

報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

本条例は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布、同年4月1日から施行されることに伴い、改正するものでございます。

議案書10ページをお願いします。

第8条第1項におきまして、出産育児一時金の額を現行の40万8,000円から48万8,000円に改正するものでございます。

これにより、産科医療補償制度の（掛金）加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、48万8,000円と加算額1万2,000円の総額50万円となるものでございます。

付則につきましては、令和5年4月1日から施行し、経過措置を規定しているものでございます。

多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明は、以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第41号 専決処分事項（多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、承認第41号は承認することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第6 「承認第42号 専決処分事項（（仮称）久徳認定こども園建築工事の請負契約の変更）の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

谷川教育総務課長。

〔教育総務課長 谷川嘉崇君 登壇〕

○教育総務課長（谷川嘉崇君）「承認第42号 専第4号（仮称）久徳認定こども園建築工事の請負契約の変更について」、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月25日付をもって専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定

によりご報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

議案書 12 ページをご覧ください。

(仮称)久徳認定こども園建築工事につきましては、令和4年6月15日に条件付き一般競争入札の開札を行い、同年6月22日の6月定例会におきまして、株式会社桑原組 彦根支店 執行役員支店長 堀江 成雄と請負契約を締結する議決をいただいたところです。

今回、専決処分させていただきました請負契約の変更は、工事の精算による設計変更に伴う請負金額の減額であり、請負金額を120万2,300円減額し、変更請負金額7億1,654万7,700円での変更契約を締結させていただいたものでございます。

主な変更内容としましては、キュービクルの設置位置変更に伴うケーブル数量の変更や工事の進捗状況からグラウンド舗装の見直しにより変更したものでございます。

以上説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(松居亘君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「承認第42号 専決処分事項((仮称)久徳認定こども園建築工事の請負契約の変更)の承認を求めることについて」は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長(松居亘君) 起立全員であります。よって、承認第42号は承認することに決定しました。

○議長(松居亘君) 日程第7 「議案第43号 令和5年度多賀町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長(小菅俊二君) 「議案第43号 令和5年度多賀町一般会計補正予算(第2号)について」、ご説明申し上げます。

年度初めの早々のこの時期ではございますけれども、今回の補正につきましては、

国においてこれまでの原油価格・物価高騰重点支援地方交付金の追加や低所得世帯支援のための支援枠の拡充措置など、当町に配分された交付金をその目的や趣旨に基づいて物価高騰支援対策事業として構築し、実施するために所要の予算措置をお願いするものでございます。

補正をお願いいたします予算額につきましては、13ページ第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に5,885万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ50億7,315万4,000円とするものでございます。

それでは、事項別にご説明を申し上げます。まず、歳入でございますが、18ページにありますように、50款国庫支出金のところで、子育て低所得世帯等に対して子育て世帯生活支援特別給付事業分として事務費補助とを合わせて604万1,000円や20項の交付金では物価高騰支援対策事業と住民税非課税世帯への給付事業として4,432万2,000円の受け入れなど国庫支出金総額で5,036万3,000円を計上しております。

55款県支出金は子育てひとり親世帯への給付金の交付手続きの事務費として受け入れられるものです。

75款繰越金848万円は、今回の補正に要する財源として充当しているものです。

次に、歳出でございますが、10款の総務費では生活者支援として住民税非課税世帯へ3万円の交付事業や所得額250万円以下の世帯へ2万円の交付事業とシステム改修費用などの事務費とを合わせて4,081万5,000円を計上しております。

15款民生費の5項の社会福祉費のところで、事業者支援として町内介護保険施設や作業所など町内6福祉施設への燃料費高騰支援として563万1,000円を、10項児童福祉費では子育て世帯のうち低所得世帯や収入の急変減少世帯などへの生活支援給付金と事務費また民間保育所への支援分などで611万2,000円を計上し、20款衛生費では事業者支援として町内医療薬剤機関6施設への支援として30万円を計上しております。

30款商工費においても事業者支援として町内小規模事業者への燃料高騰支援として商用車登録台数に合わせて補助金を交付するもので600万円を計上したところです。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第43号 令和5年度多賀町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居巨君） 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（松居巨君） これで、本日の議事日程は、全て終了しました。

これをもって令和5年第2回多賀町議会臨時会を閉会いたします。

（午前 11時33分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 大 橋 富 造

多賀町議会議員 神細工 宗 宏